

令和7年1月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年1月28日（火）

開会 午後3時30分

閉会 午後3時55分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第1号議案 農用地利用集積計画の決定について

報告事項1 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 会議の要旨

<p>会 長</p>	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより1月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原昭平委員、水野郁代委員をお願いをいたします。 本日の付議事件としては、第1号議案「農用地利用集積計画の決定について」が1件でございますのでよろしくお願ひします。 それでは早速ですが、第1号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第1号議案について説明します。</p> <p>この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【第1号議案 調書の説明】</p> <p>なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第1号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原昭平 委 員	<p>受け手は近年、東印場町や上の山町の農地の権利設定を受けていますが、まだ作付されていないように思います。新たに権利設定して耕作可能でしょうか。</p>
課長補佐	<p>認定新規就農者であり、本人に耕作する意思があるため、耕作可能と思われます。現在権利設定を受けている農地についても、順次耕作していく予定と考えられます。</p>
松原昭平 委 員	<p>受け手の耕作の拠点はどこになりますか。</p>
課長補佐	<p>上の山地区が拠点です。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>権利設定をする土地の付近に無断転用の疑いがある農地があったと思いますが、無断転用の農地ではありませんか。</p>
事務局	<p>対象地は無断転用されておられません。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、採決に移ります。第1号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第1号議案については賛成することに決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項1「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、報告事項1「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で380平方メートル、主な概要は、三郷町地内でその他サービス1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が6件で1,530.07平方メートル、主な概要は、城前町地内ほかで一般個人住宅5件、露天駐車場及び露天資材置場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項2「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、報告事項2「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明させていただきます。</p> <p>この報告は、農地中間管理事業による農地賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により農業委員会に通知があったため報告するものです。</p> <p>【調書説明】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>報告事項2の番号2について、権利設定から1年以内での解約となりますが、理由は分かりますか。</p>
事務局	<p>実際に耕作したところ管理が難しかったこと、本業が忙しく耕作する時間が取れなくなったことが理由と伺っています。</p>
森下幸夫 委 員	<p>使用貸借とは何ですか。</p>
事務局	<p>使用貸借は借賃が発生しません。</p>
横井利夫 委 員	<p>報告事項1の転用目的のその他サービスとは何ですか。</p>
課長補佐	<p>店舗になります。</p>
水野政起 委 員	<p>報告事項1の使用貸借の案件については、使用借人は使用貸人の親族ですか。</p>
事務局	<p>届出においては関係性を示す書類はないため、親族かどうかは分かりません。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>報告事項1の三郷町の農地については開発の予定地ではありませんか。</p>

課長補佐	元々届出がされておらず、開発にあたり整理する必要があるため今回提出がありました。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございませぬ。
会 長	それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は2月28日（金）午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。